第二十二条の見出し中「汚染の除去等の措置の実施」を「指示措置等」に改め、同条中「第七条第四項」を「第七条第六項」に、「汚染の除去等の措置の実施」を「指示措置等」に、「第三十条」を「第四十二条」に改め、同条を第三十八条とする。

第二十一条の見出し中「措置命令」を「指示」に改め、同条第一項中「第七条第二項」を「第七条第一項ただし書」に、「命令」を「指示」に改め、同条に次の二項を加える。

2　法第七条第一項ただし書に規定する指示は、二以上の者に対して行う場合には、当該二以上の者が当該土地の土壌の特定有害物質による汚染を生じさせたと認められる程度に応じて講ずべき汚染の除去等の措置を定めて行うものとする。

3　前条の規定は、法第七条第一項ただし書に規定する指示について準用する。この場合において、前条第三項中「当該土地の所有者等」とあるのは、「当該土壌汚染を生じさせる行為をした者」と読み替えるものとする。

第二十一条を第三十四条とし、同条の次に次の三条を加える。

（指示事項）

第三十五条　法第七条第二項の環境省令で定める事項は、汚染の除去等の措置を講ずべき土地の場所及び期限とする。

（指示措置と同等以上の効果を有すると認められる汚染の除去等の措置）

第三十六条　法第七条第三項の環境省令で定める汚染の除去等の措置は、別表第五の上欄に掲げる土地の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める汚染の除去等の措置とする。

（指示措置等を講ずべき旨の命令）

第三十七条　法第七条第四項に規定する命令は、相当の履行期限を定めて、書面により行うものとする。

第二十条を削る。

第十九条の見出し中「指定区域」を「要措置区域」に改め、同条中「第五条第二項」を「第六条第二項」に、「の指定区域」を「の要措置区域」に、「指定区域を」を「要措置区域を」に、「並びに当該指定区域及び当該指定区域」を「、当該要措置区域、当該要措置区域」に、「前条第一項又は第二項の基準」を「土壌溶出量基準又は土壌含有量基準」に、「名称」を「種類及び当該要措置区域において講ずべき指示措置（法第七条第三項に規定する指示措置をいう。）（法第六条第五項において準用する場合にあっては、当該要措置区域において講じられた指示措置等（法第七条第三項に規定する指示措置等をいう。以下同じ。）」に、「第十条」を「第八条」に、「当該指定区域の」を「当該要措置区域の」に改め、同条を第三十二条とし、同条の次に次の一条を加える。

（要措置区域内の土地の所有者等に対する指示）

第三十三条　法第七条第一項本文に規定する指示は、次に掲げる事項を記載した書面により行うものとする。

一　汚染の除去等の措置（法第六条第一項に規定する汚染の除去等の措置をいう。以下同じ。）を講ずべき土地の場所

二　要措置区域において講ずべき汚染の除去等の措置及びその理由

三　汚染の除去等の措置を講ずべき期限

2　前項第一号に掲げる土地の場所は、当該土地若しくはその周辺の土地の土壌又は当該土地若しくはその周辺の土地にある地下水の特定有害物質による汚染状態等を勘案し、人の健康に係る被害を防止するため必要な限度において定めるものとする。

3　第一項第三号に掲げる期限は、汚染の除去等の措置を講ずべき土地の場所、当該土地の土壌の特定有害物質による汚染状態、当該土地の所有者等の経理的基礎及び技術的能力等を勘案し、相当なものとなるよう定めるものとする。

第十八条の見出し中「指定区域」を「区域」に改め、同条第一項中「第五条第一項」を「第六条第一項第一号」に、「第五条第三項第四号」を「第六条第三項第四号」に改め、同条第二項中「第五条第一項」を「第六条第一項第一号」に、「第五条第四項第二号」を「第六条第四項第二号」に改め、同条を第三十一条とする。

第十七条を第三十条とし、第十六条を第二十九条とする。

第十五条の見出し中「土地の基準」を「土地の土壌の特定有害物質による汚染状態に係る基準」に改め、同条第一項中「第十八条第一項の基準」を「土壌溶出量基準」に改め、同条第二項中「第十八条第二項の基準」を「土壌含有量基準」に改め、同条を第二十八条とする。

第十四条第三号中「同条第一項」を「法第三条第一項」に改め、同条を第十八条とし、同条の次に次の九条を加える。

（法第三条第一項ただし書の確認に係る土地の利用の方法の変更の届出）

第十九条　法第三条第四項の届出は、次に掲げる事項を記載した様式第五による届出書を提出して行うものとする。

一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二　法第三条第一項ただし書の確認に係る土地の所在地及び当該確認を受けた年月日

三　利用の方法を変更しようとする土地の場所

四　当該変更後の当該確認に係る土地の利用の方法

（法第三条第一項ただし書の確認の取消しを行う場所）

第二十条　法第三条第五項の規定による同条第一項ただし書の確認の取消しは、前条第三号の土地の場所について行うものとする。

（法第三条第一項ただし書の確認の取消しの通知）

第二十一条　都道府県知事は、法第三条第五項の規定により同条第一項ただし書の確認を取り消したときは、遅滞なく、その旨を当該確認に係る土地の所有者等に通知するものとする。

（土地の形質の変更の届出の対象となる土地の規模）

第二十二条　法第四条第一項の環境省令で定める規模は、三千平方メートルとする。

（土地の形質の変更の届出）

第二十三条　法第四条第一項の届出は、様式第六による届出書を提出して行うものとする。

2　前項の届出には、次に掲げる図面及び書類を添付しなければならない。

一　土地の形質の変更（法第四条第一項に規定する土地の形質の変更をいう。以下同じ。）をしようとする場所を明らかにした図面

二　土地の形質の変更をしようとする者が当該土地の所有者等でない場合にあっては、当該土地の所有者等の当該土地の形質の変更の実施についての同意書

第二十四条　法第四条第一項の環境省令で定める事項は、次のとおりとする。

一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二　土地の形質の変更の対象となる土地の所在地

三　土地の形質の変更の規模

（土地の形質の変更の届出を要しない行為）

第二十五条　法第四条第一項第一号の環境省令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一　次のいずれにも該当しない行為

イ　土壌を当該土地の形質の変更の対象となる土地の区域外へ搬出すること。

ロ　土壌の飛散又は流出を伴う土地の形質の変更を行うこと。

ハ　土地の形質の変更に係る部分の深さが五十センチメートル以上であること。

二　農業を営むために通常行われる行為であって、前号イに該当しないもの

三　林業の用に供する作業路網の整備であって、第一号イに該当しないもの

四　鉱山関係の土地において行われる土地の形質の変更